



発行 東京都

目次

告示

○情報通信の技術を利用する方法により行う手続等
……(戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課)……

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……

告示 (選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……

告示 (公)

○行政不服審査法による公示送達……

公 告

○開発行為に関する工事完了……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……

告 示

●東京都告示第九百七十七号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。
令和二年七月二十日

東京都知事 小池 百合子

根拠となる 条例等の名 称	条項	電子化開始 日	対象手続等
東京都補助 金等交付規 則(昭和三十 七年東京 都規則第百 四十一号)	第五條第一 項及び第二 項	令和二年七 月二十日	補助金等の 交付の申請
	第八條	同日	補助金等の 交付決定の 通知
	第十條第五 項	同日	事情変更 による補助 金

第十一條	同日	補助事業等 の変更等の 申請
第十一條	同日	補助事業等 の変更等の 承認
第十二條第 一項	同日	事故報告
第十二條第 二項	同日	事故報告に 基づく補助 事業者等に 対する指示
第十三條	同日	状況報告
第十四條第 一項	同日	補助事業等 の遂行命令
第十四條第 二項	同日	補助事業等 の一時停止 命令
第十五條	同日	補助事業等 の完了等に 伴う実績報 告
第十六條	同日	補助金等の 額の確定の 通知
第十七條第 一項	同日	是正の措置 命令
第十七條第 二項	同日	是正の措置 の報告
第十八條第 三項	同日	補助金等の 交付決定の

第十九条第一項	同日	取消しの通知
第十九条第二項	同日	交付決定の取消しに伴う補助金等の返還命令
第二十四条	同日	確定した補助金等の額を超える補助金等の返還命令
第二十四条	同日	財産の処分承認申請
第二十四条	同日	財産の処分の承認

●東京都告示第九百七十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 有限会社アシスト
- 二 支援法人の住所 福生市本町八十六番地八
- 三 支援業務を行う事務所の所在地 福生市本町八十六番地八
- 四 指定年月日 令和二年六月二十三日

●東京都告示第九百七十九号

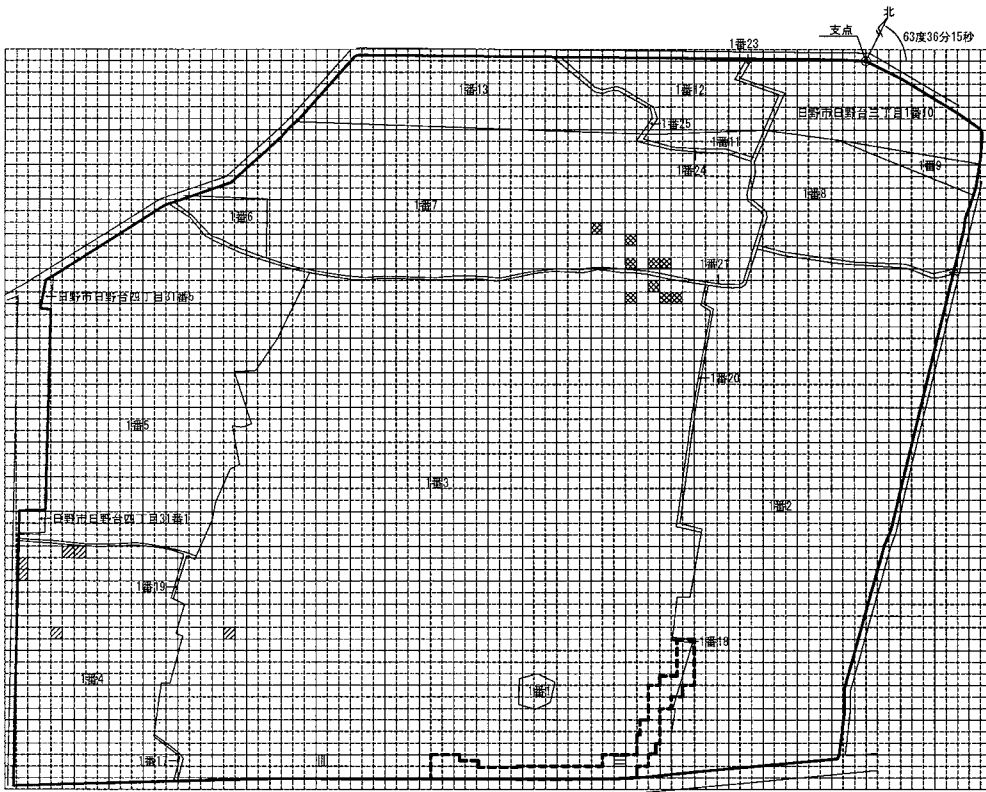
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡 例
- 形質変更時廃止区域 (平成31年東京都告示第671号により指定された区域)
 - 形質変更時廃止区域 (令和元年東京都告示第218号により指定された区域)
 - 形質変更時廃止区域 (令和2年東京都告示第341号により指定された区域)
 - 指定を解除する区域
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 地籍境界
 - 調査対象地

支 点
支点は日野市日野台三丁目1番10の最北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年七月二十日

東京都選挙管理委員会

二二八、八八六

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年七月二十日

東京都選挙管理委員会

一、五三〇、五三三

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年七月二十日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	17,760
中央区選挙区	45,496
港区選挙区	67,947
新宿区選挙区	91,288
文京区選挙区	61,241
台東区選挙区	55,680
墨田区選挙区	76,599
江東区選挙区	136,480
品川区選挙区	112,356
目黒区選挙区	79,059
大田区選挙区	169,722
世田谷区選挙区	195,206
渋谷区選挙区	64,304
中野区選挙区	94,343
杉並区選挙区	147,997
豊島区選挙区	77,583
北区選挙区	96,738
荒川区選挙区	57,001
板橋区選挙区	145,447

練馬区選挙区	169,401
足立区選挙区	161,223
葛飾区選挙区	126,886
江戸川区選挙区	160,167
八王子市選挙区	145,211
立川市選挙区	51,174
武蔵野市選挙区	41,272
三鷹市選挙区	52,403
青梅市選挙区	37,807
府中市選挙区	71,638
昭島市選挙区	31,380
町田市選挙区	119,297
小金井市選挙区	34,009
小平市選挙区	53,262
日野市選挙区	51,783
西東京市選挙区	56,832
西多摩選挙区	69,280
南多摩選挙区	66,632
北多摩第一選挙区	85,542
北多摩第二選挙区	56,417
北多摩第三選挙区	89,493
北多摩第四選挙区	53,431
島部選挙区	7,131

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第231号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和2年7月20日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都新宿区新宿六丁目27-1

318号室

現住所 不明

審査請求人 木村 潤一

2 公示事項

審査請求人が、行政不服審査法第2条の規定に基づき、平成30年6月26日に当公安委員会に提起した審査請求について、当公安委員会は、令和元年12月20日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、当公安委員会（警視庁警務部訟務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

梶 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市富士町六丁目五百五
十八番一の一部及び同番五
三十一番十一号
武蔵野市吉祥寺本町一丁目
アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一
稲城市平尾四丁目六十一番一
中央区日本橋室町三丁目二
番一号
三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 藤林 清隆
から同番十六まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和二年七月二十日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和二年七月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 いなげや青梅師岡店
二 店舗所在地 青梅市師岡町三丁目十八番地三ほ

三 設置者名 か
株式会社いなげや

四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の
代表者名 成瀬 直人

六 変更後の設置者の
代表者名 本杉 吉員

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社いなげや

八 変更前の小売業者
の代表者名 成瀬 直人

九 変更後の小売業者
の代表者名 本杉 吉員

十 変更日 令和二年四月一日

十一 届出日 令和二年六月四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十三 縦覧期間 令和二年七月二十日から同年十一
月二十日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 いなげやあきる野雨間店

二 店舗所在地 あきる野市秋留一丁目二番地三ほ
か

三 設置者名 株式会社いなげや

四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の
代表者名 成瀬 直人

六 変更後の設置者の
代表者名 本杉 吉員

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社いなげや

八 変更前の小売業者
の代表者名 成瀬 直人

九 変更後の小売業者
の代表者名 本杉 吉員

十 変更日 令和二年四月一日

十一 届出日 令和二年六月四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十三 縦覧期間 令和二年七月二十日から同年十一
月二十日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 いなげや小平小川橋店

二 店舗所在地 小平市小川町一丁目四百三十二番
一ほか

三 設置者名 株式会社いなげや

四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の
代表者名 成瀬 直人

六 変更後の設置者の
代表者名 本杉 吉員

<p>七 代表者名 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p>	<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか未定</p>
<p>八 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人 (株式会社いなげや) ほか</p>	<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p>
<p>九 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員 (株式会社いなげや) ほか</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p>
<p>十 変更日 令和二年四月一日ほか</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p>
<p>十一 届出日 令和二年六月四日</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員</p>
<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 変更日 令和二年四月一日ほか</p>
<p>十三 縦覧期間 令和二年七月二十日から同年十一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>	<p>十五 届出日 令和二年六月四日</p>
<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>一 店舗名 いなげや保谷町店</p>	<p>十七 縦覧期間 令和二年七月二十日から同年十一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>
<p>二 店舗所在地 西東京市保谷町五丁目八番十二号</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション</p>	
<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	
<p>五 変更前の店舗名 (仮称) いなげや保谷本町店</p>	
<p>六 変更後の店舗名 いなげや保谷町店</p>	
<p>七 変更前の設置者の代表者名 関 晴夫</p>	
<p>八 変更後の設置者の代表者名 宮島 智美</p>	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号
163-8001

定価
一箇月 六、六〇〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

印刷所

電話
〇三(三三二)一一一(代)

郵便番号
113-0001

